

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険税(本算定)の納税
通知書を8月初めに発送します

納税通知書に記載された税率、課税
限度額(表1)や自分の課税明細を確

■表1 平成20年度税率と課税限度額

	医療分 0～74歳の方対象	後期高齢者支援金分[新設] 0～74歳の方対象	介護分 40～64歳の方対象
所得割	市民税所得割額 × 134 / 100 (188 / 100)	市民税所得割額 × 54 / 100	市民税所得割額 × 45 / 100 (45 / 100)
資産割	固定資産税額(土地・家屋) × 24 / 100 (33 / 100)	固定資産税額(土地・家屋) × 9 / 100	固定資産税額(土地・家屋) × 6 / 100 (10 / 100)
被保険者均等割	被保険者1人につき 25,200円(34,200円)	被保険者1人につき 9,000円	被保険者1人につき 9,900円(10,200円)
世帯別平等割	1世帯につき 20,400円(27,600円)	1世帯につき 7,200円	1世帯につき 6,000円(6,000円)
課税限度額	470,000円(560,000円)	120,000円	90,000円(90,000円)

※()内は平成19年度の税率及び課税限度額です

■表2 保険税の納期と算定基礎

納期	算定基礎	
第1期	4月	仮算定(前年度税額の約8分の1の額)
第2期	8月	本算定(本年度確定年税額)
第3期	9月	本算定保険税額から仮算定額(第1期分)を差し引いた税額を第2期から第8期までの7回に分けて納付します。各期に100円未満の端数がある場合、その額は第2期の税額に加算されます。
第4期	10月	
第5期	11月	
第6期	12月	
第7期	1月	
第8期	2月	

■保険税の納期
第1期から第8期までの納期に分か
れています(表2)。第2期は9月1
日が納期限です。

認のうえ、納期限までに金融機関(ゆ
うちよ銀行・郵便局は口座振替のみ
可)またはコンビニエンスストアで納
めてください。口座振替の手続き方
法については、納税通知書同封のチ
ランをご覧ください。

■表3 軽減(国の制度)

割合	対象	その他
7割	前年の合計所得が、33万円以下の世帯	申請不要 (2割軽減も今年 度から申請不要 になりました)
5割	前年の合計所得が、33万円に被保険者・特定同一世帯所属者(納税義務者を除く)1人につき24万5千円を加算した額以下の世帯	
2割	前年の合計所得が、33万円に被保険者・特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した額以下の世帯	

■軽減(国の制度)
世帯(世帯主・被保険者・特定同一世
帯所属者(※1))の前年の合計所得
が一定金額以下の場合、その金額に
応じて、被保険者均等割(以下、均
等割・世帯別平等割)以下、平等割
の金額から7割、5割、2割を減額
します(表3)。

軽減・減免制度について

■表4 減免(市の制度)

割合	対象	その他
10%	7割・5割軽減該当世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	今年度から申請 不要になりました
20%	2割軽減該当世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	
40%	上記以外の世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	

■減免(市の制度)
均等割・平等割のみ課税される世帯
が対象です。減免の適用には、世帯
主が被保険者でない場合も世帯主を
被保険者とみなして所得割・資産割
を計算し、特定同一世帯所属者を含
めて判定します。旧被扶養者(※2)
は減免前の所得割・資産割で判定し
ます(表4)。

問合せ 国保年金課 ☎51・2295

■その他の減免

災害・疾病・失業(自己都合ではない退職)・事業の廃止などにより保険税の納付が困難になった場合、申請により減免を受けられることがあります。詳しくは、国保年金課に相談してください。

※1 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者(長寿)医療制度への移行により国保を脱退し、引き続き同一世帯にいる方

※2 旧被扶養者とは、会社などの健康保険の加入者本人(任意継続を含む)が後期高齢者(長寿)医療制度へ移行したときに、国民健康保険に加入した被扶養者(加入時65歳以上)

高齢者を対象とした制度について

■後期高齢者(長寿)医療制度創設に伴う国民健康保険税の経過措置

- (1) 「特定同一世帯所属者」世帯における軽減・減免判定の取り扱い(移行後5年間)
- ① 特定同一世帯所属者を含めた軽減・減免判定を行います。
- ② 特定同一世帯所属者と同一世帯の国保単身世帯者は、平等割が半額になります。

(2) 旧被扶養者の減免(加入後2年間)

- ① 所得割・資産割が免除になります。
- ② 7割・5割軽減に該当しない場合

均等割が半額になります。

- ③ 旧被扶養者のみの世帯で、7割・5割軽減に該当しない場合は、平等割が半額になります。ただし(1)の②に該当する場合は除く。

■国の激変緩和措置の廃止

昭和15年1月1日以前に生まれた人を対象にした、市民税所得割額から一定の金額を控除したものに税率をかける緩和措置が、平成20年度からなくなりました。

■市の激変緩和措置は引き続き実施

昭和15年1月2日以前に生まれた人を対象に、①前年度合計所得が12

5万円以下のとき市民税所得割額がないものとして減免判定します。

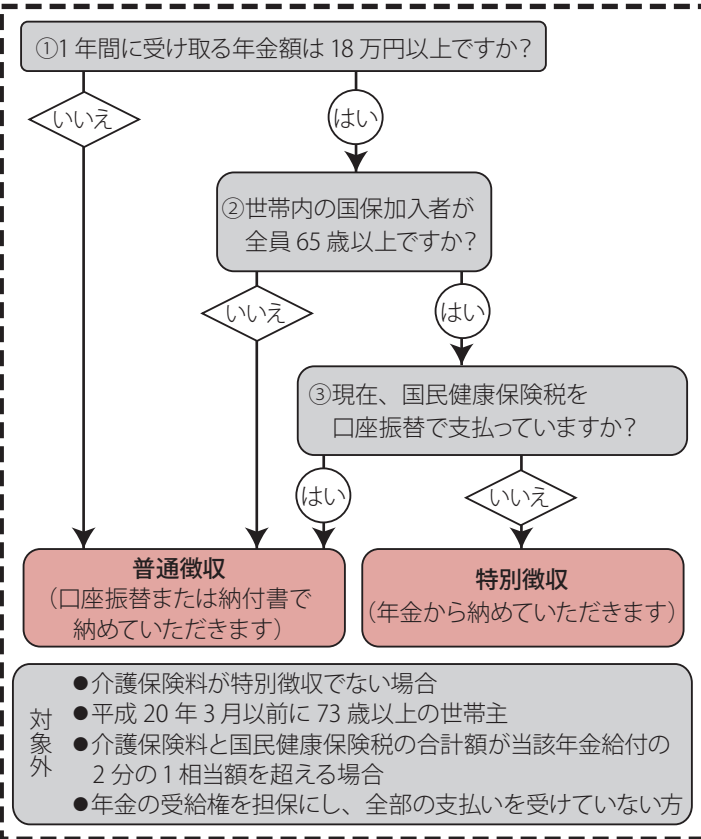
なお、昭和15年1月1日以前に生まれた人は、公的年金収入から所得を計算するときに、平成17年度と同じ方法で計算します。

② ①により減免に該当した世帯のうち世帯主以外に被保険者がいない単独世帯で、2割軽減+20%減免40%減免に該当した世帯には減免割合の20%割増しがあります。

■国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)がはじまります

国民健康保険に加入する65歳~74歳

■特別徴収対象者の判定



■表5 平成20年度 特別徴収対象者の国民健康保険税の納め方

納期など ※ ()は納期限		納付方法
1回目	第1期(4月30日)	普通徴収 (今までの納付方法)
2回目	第2期(9月1日)	
3回目	第3期(9月30日)	
4回目	10月の年金から天引き	特別徴収 (年金から天引き)
5回目	12月の年金から天引き	
6回目	2月の年金から天引き	

の世帯主で、左上図の条件に当てはまるときは、原則、平成20年10月以降に支給される年金から国民健康保険税を納めていただきます。

特別徴収の対象となる方は、平成20年度は第1期から第3期までは普通徴収、第4期から第6期までは年金から天引きとなり、12か月分を6回で納めていただきます(表5)。平成20年度から特別徴収の方は、平成21年度も4月から同様に特別徴収されます。

今からでも口座振替を選択できます

10月からの特別徴収予定者には、7月中に①特別徴収に該当した旨の通知②口座振替依頼用ハガキを送ります。特別徴収ではなく口座振替を希望する方は②のハガキを返送してください。